十九　平成二十二年総務省告示第二百一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表九二の項を次のように改める。

92	削除

二十　平成二十二年総務省告示第二百九十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第三項の表一の項中「2230」を「2230㎒帯」に、「5095」を「5095㎒帯」に改める。

○国土交通省告示第六百五十九号

道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十一条の規定に基づき、料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年六月十七日

国土交通大臣　大畠　章宏

料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示

料金を徴収しない車両を定める告示（平成十七年国土交通省告示第千六十五号）の一部を次のように改正する。

第三号中「車両」の下に「（これらの活動に係るボランティア活動であって地方公共団体等が要請したもののため使用する車両で当該道路を管理する道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号。以下「法」という。）第二条第六項に規定する会社等（以下「会社等」という。）又は法第十八条第四項に規定する有料道路管理者（以下「有料道路管理者」という。）が料金を徴収することが著しく不適当であると認めたものを含む。）」を加え、第五号中「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号。以下「法」という。）第二条第六項に規定する会社等（第七号において「会社等」という。）又は法第十八条第四項に規定する有料道路管理者（第七号において「有料道路管理者」という。）」を「会社等又は有料道路管理者」に改め、本則に次の二号を加える。

八　平成二十三年六月二十日から平成二十四年六月十九日までの間において、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の被災者が使用する車両で次のいずれかに掲げるもの（被災者であることにつき市町村長その他相当な機関から証明を受けたことを証する書面（警戒区域（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十八条第二項において読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定に基づく警戒区域をいう。）又は計画的避難区域等（平成二十三年福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長が平成二十三年四月二十二日付けで避難のための計画的な立退き又は常に緊急時に避難のための立退き若しくは屋内への避難が可能な準備を行うことを指示した区域をいう。）に住所を有する者にあっては、これらの区域内に住所を有することを証するに足りる書面を含む。）を提示する場合に限る。）

イ　別表に掲げる区間におけるインターチェンジ（専らＥＴＣ通行車（道路整備特別措置法施行規則（昭和三十一年建設省令第十八号）第十三条第二項第三号イに規定するＥＴＣ通行車をいう。）の通行の用に供することを目的とするものを除く。ロにおいて「別表のインターチェンジ」という。）のいずれかから流入する車両（料金を徴収しない区間は、当該車両が流入したインターチェンジと当該インターチェンジの最寄りの料金の徴収施設において交付された通行券が回収された料金の徴収施設との間の区間（本州四国連絡高速道路（高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第五条第二項第六号に定める高速道路をいう。ロにおいて同じ。）の本線車道上の料金の徴収施設を通過する場合にあっては当該本州四国連絡高速道路の通行区間を除く。）に限る。）

ロ　別表のインターチェンジのいずれかから流出する車両（料金を徴収しない区間は、当該車両が流出したインターチェンジと当該インターチェンジの最寄りの料金の徴収施設において回収された通行券が交付された料金の徴収施設との間の区間（本州四国連絡高速道路の本線車道上の料金の徴収施設を通過する場合にあっては当該本州四国連絡高速道路の通行区間を除く。）に限る。）

九　平成二十三年六月二十日から平成二十三年八月三十一日までの間において、前号イ又はロに掲げる車両のうち、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車で次に掲げるもの

イ　普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの

ロ　普通自動車のうち、人の運送の用に供するもので乗車定員十一人以上のもの

ハ　けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）とけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）の連結車両のうち、けん引自動車が次に掲げるもの以外のもの又は被けん引自動車の車軸の数が二以上のもの

(1)　軽自動車

(2)　小型特殊自動車

(3)　小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）

ニ　大型特殊自動車

附則の次に次の別表を加える。

別表（第八号及び第九号関係）

路線名	区間
高速自動車国道東北縦貫自動車道　弘前線	白河インターチェンジから青森インターチェンジまで
高速自動車国道東北縦貫自動車道　八戸線	全区間
高速自動車国道東北横断自動車道　釜石秋田線	全区間
高速自動車国道東北横断自動車道　酒田線	全区間
高速自動車国道東北横断自動車道　いわき新潟線	全区間
高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道	全区間
高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線	全区間
高速自動車国道常磐自動車道	水戸インターチェンジから広野インターチェンジまで及び山元インターチェンジから亘理インターチェンジまで
高速自動車国道北陸自動車道	新潟中央ジャンクションから新潟空港インターチェンジまで
一般国道六号（仙台東部道路）	亘理インターチェンジから仙台港北インターチェンジまで
一般国道七号（秋田外環状道路）	秋田北インターチェンジから昭和男鹿半島インターチェンジまで
一般国道七号（琴丘能代道路）	琴丘森岳インターチェンジから能代南インターチェンジまで
一般国道十三号（米沢南陽道路）	米沢北インターチェンジから南陽高畠インターチェンジまで
一般国道十三号（湯沢横手道路）	湯沢インターチェンジから横手インターチェンジまで
一般国道四十五号（三陸縦貫自動車道（仙塩道路））	仙台港北インターチェンジから利府中インターチェンジまで